

第 4 回朝来市自治基本条例審議会議事録

会 議 の 名 称	第 4 回朝来市自治基本条例審議会
開 催 日 時	令和 4 年 9 月 29 日 (木) 15 時 00 分～16 時 55 分
開 催 場 所	朝来市役所本庁西館 201 会議室
出 席 委 員	大杉会長、小島委員、雑賀委員、習田委員、山田委員、太田委員、 中島委員、中尾委員、増子委員
傍 聴 者 数	2 人
会 議 概 要	・ 前回会議のふりかえり ・ 内部検証報告書に基づく審議 (第 18～23 条)
審 議 対 象 課	総合政策課、財務課、秘書広報課、総務課
事 務 局	まちづくり協働部市民協働課 (澤田部長、山内副課長、中嶋課長補 佐、高階係長)

1 開会

- ・ 山内副課長の司会により開会

2 あいさつ

- ・ 会長挨拶

3 説明

- ・ 配布資料の確認
- ・ 前回会議のふりかえり

4 審議

【第 18 条 (総合計画)】※総合政策課

総合政策課から内容説明

会長：あさご未来会議にて、多様な方からの御意見をいただき策定された計画である。審議会メンバーでも会議に参加された方もおられるのではないかと思います。構成については基本構想＞基本計画＞実施計画の 3 層構造で全ての市の事業が紐づいている。他の自治体と比べても一番スタンダードな構成かと思うが、その他自治体では柔軟に取り組みされている現状がある。

委員：未来会議に参加している年齢層では中間層が少ないように思う。このような方々が参加しやすい、働いている方も意見を言いやすいような会議にしてはどうか。個人的には動員という形があっても良いと思う。

総合政策課：高校生にも参加していただき、若年層の意見も反映している。また、現役世代の参加を促すことが必要だとこちらも認識している。例えば子育て世代などターゲットを絞って開催する方法も考えている。声掛け等引き続きご協力をお願いしたい。

会長：色々な工夫をしていただけたらと思う。他市町の事例では無作為抽出で参加案内をするという方法もある。

委員：未来会議については初めて聞いた。土日が仕事ということもあるので参加しやすいような工夫をしてはどうかと思う。土曜日だと参加しにくい。

総合政策課：人によっては平日の夜が良いというような意見も聞いている。どの曜日や時間帯が良いかは議論が必要である。コロナ禍ということで人数を絞ったというような経過もある。その分オンラインでも平日の夜に開催させていただき、15～16名の方に参加いただいている。もう1回あるので良ければ参加いただけたらと思う。

会長：基本計画も議会での議決事項になっていると思うが、その辺りは問題ないか。

総合政策課：今のところ支障はなく、必要性が生じたときに条文の改正でよいのではないかと思う。基本構想と基本計画を分けようという話になった時は考えていかないといけない話である。

委員：まちづくり計画についてはどこの地域自治協議会でも見直しされているのか。

事務局：全ての自治協で行われている。今年度は竹田と粟鹿自治協で改定の取り組みが進められている。

会長：この条文については、今時点での条例改正ということではなく、構成の部分については必要性が生じた時に改めて行くという方向性で結論としたいと思うが、いかがだろうか。

～委員一同了承～

【第19条（財政運営）】※財務課

財務課から内容説明

財務課：市債（借入金）残高は年々減らしている。基金（貯金）は少しずつ増えている。健全化指数も公表している。現状の継続を考えているが、市民の皆さんに分かりやすく知っていただくよう、他自治体等も参考にしながら進めている。

会長：広報誌での確認が一番多いかと思うが、その辺、見やすいものを検討していかれるということかと思う。

財務課：広報誌はスペースが限られており、数字が並んでしまう。ホームページの方が分かりやすい表現ができている。今後も改良を加えていきたい。

会長：「家計に例えると、、」といった工夫はよく見られるが。

財務課：近年は写真を入れたり、より分かりやすく伝える工夫をしている。

委員：報告書中の網掛け部分はどういう意味か。

財務課：逐条解説の内容が限定してしまっている。財政計画のみホームページで公開しているわけではなく、予算決算等色々な情報を公開している。財政計画を限定するという説明が現状にあっていないため網掛けをしている。

会長：それ以上にやっていただいているということで特段問題はないかと思う。今後項目が増えることも予想されるため、あまり具体的に列挙しない方が良いように思う。

この条文については改正の必要はないのではないかと思う。

～委員一同了承～

【第 20 条（情報公開）】※総務課

総務課から内容説明

総務課：「別に条例で定めるところにより」とあるが、情報公開条例により別途規定している。必要とすることを積極的に周知していくオープンデータ化を進めていく必要があると認識している。

委員：個人情報公開ということはできないと思うが、要援護者等福祉関係の方の情報はどこまで公開できるのか。もう少し柔軟な対応をお願いしたいが市だけでは何ともならないのか。

総務課：担当課ではないため確かではないかもしれないが、一定の制約がある中で、区長限定で公開していると把握している。個人情報の取り扱いについては厳格な運用が求められているので、提供ができるものは対応していきたい。

委員：区の役員や消防団で要援護者の名前だけでも知っておけるようにすべきだと思う。

会長：オープンデータ化はどのような現状か。

総務課：デジタル化の推進が国をあげて行われている。本市もできるだけ公開していくように進めていきたい。

会長：どのようにデータを利活用するのか、活用事例も多い。コロナ禍で少し対応も変わっているように思う。実際に審査請求はあったか。

総務課：1件事例があった。

会長：この条文については、今後も運用については考えていく必要があるが改正の必要はないのではないかと思うが皆様いかがだろうか。

～委員一同了承～

【第 21 条 (情報提供)】※秘書広報課

秘書広報課から内容説明

秘書広報課：広報の表紙やフォントを見やすくするなどの工夫をしている。ホームページや Facebook、LINE も活用している。また、暮らしの便利帳の発行や広報誌をより多くの人に見てもらおうと特集記事なども取り入れている。

委員：「ちゃすりんなう」の更新はどのような方がされているのか。テレビ放映される情報は何か周知されているのか。

秘書広報課：「ちゃすりんなう」は各課に更新をお願いしている。テレビ放映については現在は職員のグループウェアでの庁内発信が中心になっており今後 SNS でも広く発信できるようにしたいと考えている。ただ放送内容が変わったりこちらに情報が入るのが遅いケースもある。

委員：音声告知放送やデータ放送などケーブルテレビからの周知という方法も考えられないか。

秘書広報課：その辺りはケーブルテレビと調整が必要である。

委員：広報誌の背景と文字の色が似ていると読みづらい時がある。もう少し色合いを検討してみてほしい。お洒落には見えるが分かりにくい時がある。

秘書広報課：多くの職員でチェックしているが、御意見を反映させていただく。

会長：全庁的に協力しながらお願いしたいと思う。

委員：暮らしの便利帳は分かりやすく編集されていて読みやすい。1冊あるととても便利である。

委員：先ほどのケーブルテレビ放送の周知の件だが、例えば Google アラートという機能をご存知だろうか。勝手に掲載情報を教えてくれるシステムなので活用できるのではないかと。市として DX も掲げられているのでそのようなことも考えてみられてはどうか。

会長：こういうことは市民の方でよくご存じの方もおられると思う。広報委員会では庁内関係者で話をされているが、市民の声も反映できるような機会があってもよいのかなと思う。いずれにしても情報の共有というのは重要である。

会長：この条文に関しての改正は必要ないかと思う。すでに多くのことに取り組んでいただいているが、より一層実現に向けて進めていただきたい。

～委員一同了承～

【第 22 条 (説明責任)】※総合政策課

総合政策課から内容説明

総合政策課：未来会議と市民フォーラム、市長とのまちづくり懇談会で説明している。広聴と広報を別にとらえ、広聴は対話を重視して取り組んでいる。さらに広げていく必要性を感じている。

委員：広報と広聴について、対象とする市民の属性を分けて取り組もうとされているのは良いことと思う。このままぜひ進めていってもらいたい。頼もしく感じている。

会長：対話は参画と協働という取り組みにおいてとても重要になる。総合計画にも指標としてあげられている。市民の反応はどうか。

総合政策課：これから目標値が出るので、回数を増やすなど充実を図りたい。

会長：数字の目標についてはどのように考えているか。

総合政策課：今のところは年に1%と考えている。計画前期の4年間で1年ずつ1%上げていくという考えである。後期基本計画であらためて見直しが必要なら考える。

委員：まちづくりフォーラムは対面式でなかなか意見が出にくいのではないか。市からの一方的な説明になってしまう。もっと意見の出やすい場づくりを考えてみてはどうか。

総合政策課：仰るとおりでなかなか手を挙げて言える雰囲気ではない。今後の工夫が必要かと思う。

会長：まちづくりフォーラムは毎年テーマが決まるのか。ワークショップ形式等を取り入れてみてはどうか。

総合政策課：その年その年の必要なテーマで開催している。未来会議もテーマを変えながら開催している。なるべく意見が出やすいように考えていきたい。

委員：未来会議の班に一人一人若手職員がついてファシリテーターをしているのはすごく良い取り組みだと感じた。職員研修にもつながっている。

総合政策課：市民の方に助けられて職員にも良い機会になった。

会長：市政について一番熟知されている部長級の方々が各テーブルに入って、色々な質問に答えても良いかと思う。

会長：この条文に関してもより一層力を入れていただき、条文自体は改正の必要はないということで皆様よろしいか。

～委員一同了承～

【第 23 条（行政評価）】※総合政策課

総合政策課から内容説明

総合政策課：行政評価については施策評価、事務事業評価、毎年ではないが外部評価を取り入れて計画的に実施している。

会長：行政評価にもからんでくるかと思うが、EBPM（Evidence-Based Policy Making ※証拠に基づく政策立案）の考え方についてはどうか。

総合政策課：今後の先進事例等も参考にしながら、取り入れるものは取り入れていきたいと考えている。

会長：エビデンス（証拠・根拠）というのが信頼性を高める。論理的なモデルで考えていく手法は大事であるので、考えていっていただきたい。
この条文に関しての改正は必要ないかと思う。皆様よろしいか。

～委員一同了承～

それでは、本日予定していた審議は以上ということで、少し時間は余ったが、本日の審議は終了としたい。
全体を通じて、一言ずつでも構わないので委員の皆様の御意見や御感想を聞かせていただきたいと思う。

【委員意見・感想】

※各委員から

委員：行政評価に係る市の取り組みについて、あれだけデータを蓄積されて評価されていることは知らなかった。自分の仕事に繋がるものもあり大変興味深かった。

委員：一般市民に公開されている情報がたくさんあることが分かった。自分の興味のあるものはもちろん、それ以外も確認してみたい。
未来会議について実際に参加はしていないが評判は聞いていて、職員のファシリテーターレベルが上がっていて良い取り組みをされているという声が上がっており、良い印象を受けている。

委員：市役所は住民票を取りに行くところだと思っていた。見方がすごく変わった。今後もよろしく願いたい。

委員：あらためて行政の仕事の幅の広さを痛感した。

委員：総合計画中の各種計画について、自治基本条例をベースにした条例・要綱を体系化すればより具体性が見えてくるのかと思う。

会長：各種計画が多すぎて行政の業務を圧迫している現状がある。例えば総合計画の

中に取り込んで、この部分は総合計画中の何ページに記載されているので補助金や交付金の対象になるというような簡略化も国に考えていただかないと各自治体が大変だと思う。ここ約20年間くらい自治体と関わっているが倍以上に計画が増えている。一方で、職員の皆様には常に自治基本条例を意識しながら職務にあたってほしいと思う。

委員：業務が多岐にわたる市職員の大変さを実感した。異動もあるので引継ぎなども大変かと思う。まちづくり計画と自治基本条例の関係性がよく分かった。

委員：前回の議会放送で議員から質問のあった「市民」の取り扱いについて市としてはどのようなお考えだろうか。

事務局：現在本審議会で、前文からはじまり各条文についての理念的な議論については内部検証報告書を元に検証いただいている。後ほど説明をさせるが、当初の本審議会の運営予定回数を変更させていただき進めたいと考えている。その中で先ほど委員の言われたような「定義」の関係やすみわけ、その他気になる部分についてあらためて議論いただきたいと思います。

委員：それなら良い。議員と話をしてみたいと考えているが、「市民」と「住民」のとらえ方で補助金等にも影響が出たりしないか、本審議会でそのような話をする必要もあるのかなと思う。

委員：広報誌の表紙を毎月楽しみにしているのが一つ。
前回の審議で生涯学習の関係があったが、生涯学習の男性参画が少ないように思う。男の料理教室とかそんな講座があっても楽しいのかなと思う。
また、商工会という肩書きはあるものの、本会議に参加するにはハードルが高かったが、会長の進行のおかげでとても意見が言いやすかった。

会長：委員の皆様の御意見・御感想に感謝する。
それでは本日の審議会は終了としたい。

【事務局より】

事務局：「市民に分かりやすい説明」について、本審議会でも努めていきたいと思っているが、足りない部分もあろうかと思う。
また疑問点等があれば、次回のふりかえりの時間にでも御質問いただけたらと思う。

会長：できれば次回の会議までに資料等を送っていただいて、冒頭でお話できるようなことも考えてみていただきたい。

事務局：最後に御連絡をさせていただく、

- ・本日の議事録については作成でき次第、これまで同様に送付させていただく。
- ・第20条で委員から質問のあった要援護者個人情報提供について担当課に確認。
- ・議事録と同時に、できる限りの「分かりやすい説明資料」を提供する。

- ・次回は令和4年10月19日（水）に開催する。

（お願い）

- ・審議会でのさらなる審議の深化や庁内ブラッシュアップ作業も行いたいため、審議会の回数を4回から7回程度に変更をお願いしたい。
- ～参加委員一同了承～（欠席委員にも後刻報告し、了承）

5 閉会

- ・次回は令和4年10月19日（水）に開催する。【再掲】
- ・11月予定は別途調整。

～雑賀委員により閉会あいさつ～